

大田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月17日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第2号

大田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則  
大田市危険物の規制に関する規則（平成17年大田市規則第187号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

承認第   号

仮貯蔵・仮取扱い承認証

危険物の所有者、 管理者又は占有者	住所			
	氏名			
仮貯蔵・仮取扱いの場所				
仮貯蔵・仮取扱いの理由				
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量			指定数量の倍数	
承認年月日	年	月	日	
	第		号	
			大田市消防本部 消防長	印

様式第4号(第2条関係)

		第 年 月 日 号
様		
大田市消防本部 消防長		印
危険物 仮貯蔵 仮取扱い 不承認通知書		
年 月 日付け、受付第 号で申請のあった について は、次の理由のとおり不承認とし、その旨通知する。		
危険物の所有者、 管理者又は占有者	住 所	
	氏 名	
仮貯蔵・仮取扱い の場所	所在地	
	名 称	
不 承 認 の 理 由		

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第5号(第2条関係)

危険物仮貯蔵所	
仮貯蔵の期間	年 月 日～ 年 月 日
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量	
注 意 事 項	
現場管理責任者 氏名・連絡先	

60cm以上

30  
cm  
以上

- 備考 1 地は白色、文字は黒色とする。  
 2 危険物に応じた注意事項については危省令第17条、第18条に準じたものであること。

危険物仮取扱い場所	
仮取扱いの期間	年 月 日～ 年 月 日
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量	
注 意 事 項	
現場管理責任者 氏名・連絡先	

60cm以上

30  
cm  
以上

- 備考 1 地は白色、文字は黒色とする。  
 2 危険物に応じた注意事項については危省令第17条、第18条に準じたものであること。

様式第6号(第2条の2関係)

	第	年	月	日
様				
大田市消防本部 消防長				
印				
危険物 仮貯蔵・仮取扱い 承認取消通知書				
<p>年 月 日付け、受付第 号に係る承認 年 月 日付          け、承認番号第 号の危険物仮貯蔵・仮取扱い承認については、次の理          由のとおり取り消す。</p>				
危険物の所有者、管理者又は占有者	住 所			
	氏 名			
仮貯蔵・仮取扱いの場所				
取 消 の 理 由				

教 示

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第3条関係)

第 年 月 日 号	
様	
大田市長	
印	
危険物 不許可通知書	
年 月 日付け、受付第 号で申請のあった については、次の理由のとおり消防法第11条第2項の許可の要件に適合していないので不許可とする。	
設 置 者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	
不 許 可 の 理 由	

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 1 1 号を次のように改める。



様式第11号(第6条関係)

	第 年 月 日 号	
様  大田市長	印	
危険物	完成検査不適合通知書	
年 月 日付け、受付第 号で申請のあった の 完成検査については、検査を行った結果、次の理由のとおり不適合であったため、完 成検査済証を交付しない。		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
不 適 合 の 理 由		

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第7条関係)

		第 年 月 日 号
様		
大田市長		
印		
危険物		仮使用不承認通知書
<p>年 月 日付け、受付第 号で申請のあった の 仮使用については、次の理由のとおり不承認とし、その旨通知する。</p>		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
不 承 認 の 理 由		

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号(第7条の2関係)

		第 年 月 日 号
様		
大田市長		印
危険物	仮使用承認取消通知書	
年 月 日付け、受付第 号の危険物 け、承認第 号の危険物 由のとおり取り消す。		年 月 日付 号に係る承認 仮使用承認については、次の理
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		
取 消 し の 理 由		

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第8条関係)

		第 年 月 日 号
様		
大田市長		
印		
危険物		完成検査前検査不適合通知書
<p>年 月 日付け、受付第 号で申請のあった の 完成検査前検査については、検査を行った結果、次のとおり消防法第10条第4項の技 術上の基準に適合してないので、その旨通知する。</p>		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
不 適 合 の 理 由		

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 2 1 号を次のように改める。



様式第21号(第13条関係)

		第 年	月	号 日
様				
大田市長				
印				
予防規程不認可通知書				
年 月 日付け、受付第 号で申請のあった の 予防規程については、次の理由のとおり不認可とし、その旨通知する。				
設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
不 認 可 の 理 由				

教 示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に大田市長に対して審査請求をすることができる。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 2 3 号を次のように改める。

様式第23号(第15条関係)

製造所等の軽微な変更届出書

年 月 日			
大田市長		様	
届出者		住所	(電話 )
氏名			
設置者	住所		
	氏名		
製造所等	設置場所		
	製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
	許可年月日		完成検査年月日
	許可番号		検査番号
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		指定数量の 倍
変更の状況	変更の概要		
	竣工予定期日		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。  
4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 2 5 号を次のように改める。

様式第25号(第16条関係)

製造所等の 休 止 開 の届出書

大田市長 様		年 月 日	
届出者		住所 (電話 )	
		氏 名	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
許 可 年 月 日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許 可 番 号		検 査 番 号	
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
危 険 物 の 類 、 品 名 ( 指 定 数 量 ) 、 最 大 数 量		指定数量の	倍
使用休止年月日	年 月 日		
使用再開年月日	年 月 日		
休 止 の 理 由			
休 止 中 の 処 置 又 は 用 途			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。